

対応必須

働き方改革関連法総合対応事業 101 “戦後最大の波”への対応推進のリーダーを養成する

働き方改革関連法「労働時間研修」 対応のための

主催 愛知県下各労働基準協会

働き方改革関連法が成立し、労働基準法、労働安全衛生法・労働時間等設定改善法の労働時間に関する3法が、平成31年4月1日以降順次改正施行され、時間外労働の上限規制、有給休暇付与の義務化、中小事業場の長時間労働割増賃金率の引き上げ等の、労働界では“戦後最大の波”に企業はさらされることとなります。

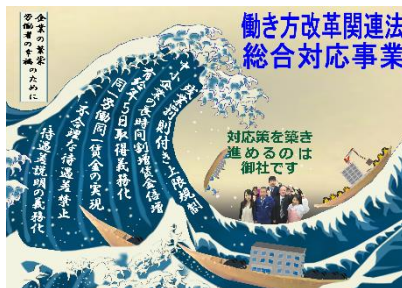
なお、労働時間は最も法違反が発見される事項で、裁判の高額判決、和解の大半が過労死、過労自殺等をめぐるもので、時には“ブラック企業”の汚名を着せられ、顧客や求職者等が離れ、企業経営を危機に落とすこともあります。

また、労働者の幸福、日本の将来に係わり、とりわけ企業には経費、人材確保、社員の勤労意欲、業績に直結し、繁栄を大きく左右する経営の最優先課題です。

そこで、改正を含む幅広い知識を習得し、企業発展につなげる労働時間制度への改善を行い、働き方改革関連法への対応を推進する、企業のリーダー等を養成する、働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」を開催します。

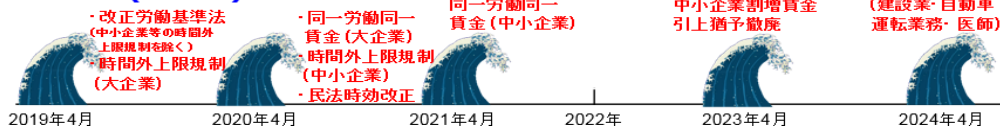
この研修は、毎年9月の労働実務専門講座の就業管理コース4日間の1日目の労働時間研修を、企業のご要望に応じ切り離し単独で開催するものです。

労働時間管理に関わる多くの皆様に、参加いただきますようご案内申し上げます。



“戦後最大の波”への対応には、**早めの経営判断と業務の遂行、人材活用の見直し等の抜本的対策構築が必要**です。4年・5年後も決して先の話ではありません。

大波襲来(法施行)の時期



●日時 令和元年 7月11日(木)・9月18日(水)のいずれか1日 午前9時30分～午後4時30分

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

研修内容

1. 労働時間の現状とトラブル ……先進国で長時間労働・低生産性は日本と韓国だけ
2. 労働時間への国の動き ……戦後最大の波が襲来する
3. 労働時間と変形労働時間制 ……ええっ！これも労働時間？
4. みなし労働時間制 ……該当業務は有効活用が可能かも
5. 休憩・休日 ……以外に知らない管理の落とし穴
6. 時間外・休日労働と上限規制 ……運用留意点は？ 法改正の内容は？
7. 適用除外と高度プロフェッショナル制度 ……わが社でも使えるの？
8. 改正労働安全衛生法と安全配慮義務 ……大切な社員の健康と命を守る
9. 年次有給休暇と付与義務化 ……言ってませんか「有給休暇は取っちゃダメ」
10. 年少者・妊産婦の労働時間 ……以外に厳しい法規定
11. 働き方改革 ……企業に有益な「働き方改革」を見つけましょう
 - (1)働き方改革の意義
 - (2)体制構築・意識の変革
 - (3)労働ルールの確立
 - (4)要員体制の見直し
 - (5)業務の改善
12. 今後の労働時間管理に向けて ……さあ、企業を伸ばす労働時間制度の改善を始めましょう



3択問題を考えるグループ討議

講師

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高司

【講師プロフィール】労働基準協会の業務を統括管理し、労務管理に関する数多くの講演、企業の労働相談対応を行う。10年間にわたり国の労働時間改善事業のアドバイザーを行い、最近では労働時間対策の企業出張講演も多い。労働基準協会の社労士受験講座主任講師、関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。



●対象 経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等

●定員 50名 定員になり次第締め切ります。

●費用 会員 9,250円 非会員 11,310円 (昼食付き)
いずれも資料代・昼食代・税を含みます。

講習会費は2019年1月現在のものとなります。消費税の改正があった場合、講習会費の変更が生じる場合がございます。

●連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会

【会場アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分
「バス」市バス・名鉄バス 清水口より徒歩5分

会場には受講者専用駐車場がありませんが、近隣には格安コインパーキングが多数あります。車にてお越しの場合は、十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。



申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツンマウル会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関)
一般社団法人 名北労働基準協会

三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」申込書(コピー可)

事業場名		T E L () - () - ()	
事業内容		F A X () - () - ()	
所在地	〒		
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(○をご記入ください)
			7月11日・9月18日
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(○をご記入ください)
			7月11日・9月18日
会費支払時期	月 日 銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) (様)

会員番号※

※会員番号 名北協会会員事業場の場合のみ、郵送にてご案内の場合に、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。